脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病である。

医療現場において、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されている。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

しかし、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が 定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法(いわゆるブラッ ドパッチ療法)が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険 適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始された。また、研 究班による脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も行われることになっており、脳 脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないた め、その研究結果に大きな期待が寄せられている。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置 を講じられるよう強く要望する。

記

- 1. ブラッドパッチ療法の診断・治療基準を速やかに定め、平成26年度の保険適用を目指すこと。
- 2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に設置できるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を 提出します。

平成25年6月19日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣

宛